資料3

第2期くるめ支え合うプラン
取組みの補足事項

重層的支援体制整備事業について

※「資料編」P1～7該当

地域共生社会の実現

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域福祉の推進

地域で人々が安心して暮らせるよう、住民を含む多様な主体が協働し、地域全体で生活課題の解決をめざすこと

包括的な支援体制の整備

多様な主体による相互の協力が円滑に行われ、生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制

重層的支援体制整備事業

くるめ支え合うプラン

1. 重層的支援体制整備事業とは

令和2年社会福祉法改正にて、第106条の4を新設し、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための施策として、令和3年度から重層的支援体制整備事業を創設。

社会福祉法等に基づく事業を一体のものとして実施することにより、生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備。

○ **高齢・障害・子ども・困窮の分野で連携** し

○ **生活課題を抱える地域住民とその世帯を支援する（個別支援）** だけでなく

○ **地域住民同士で支え合えるような環境を整備する（地域づくり）**ことによって

誰もがよりよく生きていけるまち を目指して

包括的な支援体制をつくっていく ための事業

2. 重層的支援体制整備事業創設の背景

従来の支援体制だけでは対応が困難な課題

- 複合的課題（8050、ダブルケア等）
- 身寄りのない高齢者
- 困難な問題を抱える女性
- 居場所のないこども・若者
- 増加する外国人
- 孤独孤立（ゴミ屋敷など）
- 制度の狭間の課題
- 権利擁護支援
- 刑務所等出所者
- ひきこもり
- 自殺者の増加
- 居住要配慮者

課題の背景

○社会構造の変化
（人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加）

○共同体機能の脆弱化（地域のつながりの希薄化）

○地域活動の活動者の不足

○価値観の多様化

3. 久留米市の重層的支援体制整備事業の全体像

区分	担当課	事　業
包括的相談支援事業	長寿支援課	地域包括支援センター運営事業
	障害者福祉課	基幹相談支援センター等機能強化事業等
	こ子サポ・家庭子ども課	利用者支援事業
	生活支援課	自立相談支援事業
地域づくり事業	地福・長寿・地域保健課	地域介護予防活動支援事業
	地域福祉課	生活支援体制整備事業
	障害者福祉課	地域活動支援センター機能強化事業
	こ子サポ	地域子育て支援拠点事業
	地福・生支・子ども政策課・協働推進課	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業
多機関協働事業等	地域福祉課	多機関協働事業
	地域福祉課	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	地域福祉課	参加支援事業

多機関協働事業等の内容

多 機 関 協 働 事 業

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築できるよう支援する

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

○ 支援関係機関等の役割分担を図る

多機関協働のために
マネジメントする

ア ウ ト リ ー チ 事 業

○ 支援が届いていない人に支援を届ける

○ 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける

○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

支援が届いていない
人に支援を届ける

参 加 支 援 事 業

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

○ 本人の定着支援と受け入れ先の支援を行う

その人に合った社会
とのつながりをつくる

4. 事業の成果

- 支援機関同士、関係課同士の連携が強化された
- インフォーマルな支援団体や取組みについて知る機会が増え、情報の幅が広がった
- 「願いを叶え合う」関係性に意義が見出された
 （資料編P6のコラム参照）
- 2車線の支援体制の実践が生まれてきた
 （本編P26～27の図参照）



5. 事業の課題

- 周りからは課題があるように見えても、本人に課題感がないことがあり、支援につながりにくい
- 制度の狭間の課題への効果的な取組みが不足している
- 地域住民に地域福祉に関心を持ってもらうための取組みが不足している
- 福祉以外の分野と協働できていない
- 地域資源に地域差がある

加えて、国の事業方針に変更がありそう・・・



国が示す重層事業の方向性　（R8.1.26厚労省資料より）

（1）事業はメインシステムのためのサブシステム

重層事業は、主に、体制整備の初期段階でこれを活用し、各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲拡大を目指すもの（サブシステム）である。

（2）事業のゴールは令和12年頃？

地域福祉計画の2期間（概ね10年程度）を目途に、各分野の支援機関等や支援者等の強化や連携体制の構築を目指し、事業の評価や検証を進めること。

※他にも、重層交付金のうち、多機関協働事業等について、交付基準額の減額や、交付割合の減少などの見直しも、令和8年度から実施された

国の方向性を踏まえた重層会議の見直し案

【現在】

		重層的な支援体制の構築を考える会	重層的支援会議	支援会議	支援会議【臨時・縮小版】
久留米市の運用	役割	**テーマ**に基づき、多様な主体が重なるプラットフォーム ●ネットワークを拡げる ●支援の在り方の検討・提案 ●多様な主体の混ざり合い・学び合い	**個別ケース検討**を通じて、多様な主体が重なるプラットフォーム ●個別ケースの支援方法の検討 ●支援の在り方の検討・提案 ●多様な人達の混ざり合い・学び合い		守秘義務のもとで情報共有・支援方法の検討
	開催形態	不定期開催	定例開催（毎月第4水曜日）		随時開催
	場所	久留米市社協（総合福祉センター）	久留米市社協		その時々
	参加者	アドバイザー 重層事業受託者 テーマの関係者	アドバイザー 重層事業受託者 ケースの関係者		重層事業受託者 ケースの関係者

国の方向性を踏まえた重層会議の見直し案

【見直し案】

		重層的な支援体制の構築を考える会	重層的支援会議	支援会議	支援会議【臨時・縮小版】
久留米市の運用	役割	**テーマ**に基づき、多様な主体が重なるプラットフォーム ●ネットワークを拡げる ●支援の在り方の検討・提案 ●多様な主体の混ざり合い・学び合い ●福祉分野以外との連携	**個別ケース検討**を通じて、多様な主体が重なるプラットフォーム ●個別ケースの支援方法の検討 ●支援の在り方の検討・提案 ●多様な主体の混ざり合い・学び合い ●支援の限界を超える実践の場		守秘義務のもとで情報共有・支援方法の検討
	開催形態	不定期開催	定例開催（毎月第4水曜日）		随時開催
	場所	その時々	中央・東・西・南・北圏域		その時々
	参加者	アドバイザー 重層事業受託者 テーマの関係者 福祉関係以外の人	アドバイザー 重層事業受託者 ケースの関係者		重層事業受託者 ケースの関係者

8. 事業が目指す方向性



どんな相談でも連携して受け止めることができる包括的な相談支援体制を整備する



地域住民の気にかけ合う関係性や生きがいを創出し、地域のセーフティネットを充実させる



市民活動団体や企業等にも、支援体制に参加・参画してもらえるような仕組みやきっかけをつくる



暮らしの延長線上で地域住民ができることから関われるようなきっかけをつくる